

# 12 災害等にあったとき

平成24年4月1日現在の法令等に基づいて作成されています。



期限までに申告や納付ができないときはどうするの？



## 申告などの期限の延長・納税の猶予

申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予する制度があります。

### 申告などの期限の延長

- 災害等の理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
- これには、地域指定による場合と個別指定による場合があります。
  - ① 地域指定  
災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告、納付などをすればよいことになります。
  - ② 個別指定  
所轄の税務署長に申告、納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることになります。

### 納税証明書の手数料について

- 災害により相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。

確定申告をする前に納期限が来るものはどうなりますか？



## 予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。

- 所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後には、納期限の到来する予定納税や給与所得者の源泉所得税などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予を受けることができます。



予定納税の減額		給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など	
所得税法	1月1日～6月30日	6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください。	
	7月1日～10月31日	10月31日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の減額を申請してください。	
災害減免法	7月1日から12月31日までの間に災害を受けた場合で、次の「所得税の軽減額の計算」による税額とを見積もり、災害のあった日から2か月以内に減額を申請してください。		左記<イ>、<ロ>のいずれにも該当するときは、所得金額の見積りに応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます。 なお、左記<イ>、<ロ>に該当しない場合であっても損害額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する源泉所得税額が徴収猶予されます。 <b>&lt;手続&gt;</b> ● 徴収猶予 徴収猶予申請書を災害を受けた日以後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに勤務先を経由して、災害を受けた方の納税地を所轄する税務署長に提出してください(※)。 ※勤務先の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも申請書の名前は、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長としてください。) ● 還付 還付申請書に、還付を受けようとする税額が徴収済みである旨の勤務先の証明を受けた上で、災害を受けた方の納税地を所轄する税務署長に提出してください。
	<イ> 住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること <ロ> その年の所得金額の見積額が1,000万円以下であること		

注:相続税・贈与税及び酒税なども、災害により損害を受けた場合、税額が免除されるなどの取扱いがあります。

もしも災害に  
あったら、  
税金面での配慮は  
あるんですか？



## 所得税の全部又は一部の軽減（確定申告）

万が一災害によって損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

- 地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	① 所得税法（雑損控除）	② 災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失に限られます。	
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。	
控除額の計算又は所得税の軽減額	控除額は次の<イ>と<ロ>のうちいずれか多い方の金額です。 <イ> 差引損失額－所得金額の10分の1 ※「差引損失額」とは、損害金額から保険金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。 <ロ> <イ>の差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	その年の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。</li> <li>●損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。</li> <li>●災害関連支出のうち、①災害により生じた土砂などを除去するための支出、②住宅や家財などの原状回復のための支出（資産の損失部分を除きます。）、③住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年以内に支出したものが対象となりますが、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、災害のやんだ日から3年以内に支出されるものも対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限ります。</li> <li>●確定申告書に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、原則として、平成25年3月15日（金）（確定申告期限）までに確定申告書を提出することが必要です。</li> </ul>	

注：生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりません。その年が翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

### <平成24年分による比較例>

所得600万円、夫婦子供2人の場合で災害による損害がないときの所得税が27万2,500円とした場合、所得税額は右の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円、300万円の場合は所得税法の雑損控除を受けた方が有利になります。

注1：子供は16歳以上で、そのうち1人が19～22歳の場合です。  
注2：災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除5万円として計算しました。  
注3：損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

損害額	雑損控除適用による所得税額	災害減免法適用による所得税額
100万円	212,500円	136,200円
200万円	112,500円	
300万円	55,000円	

